

「令和 6 年度川崎市内部統制評価報告書」を公表します

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 4 項の規定に基づき、「令和 6 年度川崎市内部統制評価報告書」を作成し、監査委員の審査を経て、議会へ提出しましたので、同条第 8 項に基づき、公表します。なお、概要は次のとおりです。

<概要>

○評価手続

令和 6 年度を評価対象期間、令和 7 年 3 月 3 1 日を評価基準日として、財務に関する事務及び情報管理に関する事務について内部統制の評価を実施しました。

○評価結果

評価を実施したところ、本市内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

しかしながら、令和 6 年度については重大な不備に該当する事案はなかったものの、「個人情報等の取扱いに関する個人情報保護委員会からの指導を受けた案件」や「市立中学校における脊柱検査の一部未実施の案件」等の社会的影響の大きい事務事故等の事案があったことから、今後も、内部統制を推進し、リスクの低減に努めてまいります。

※なお、同評価報告書等は下記の市インターネットホームページに掲載しております。

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000118046.html>

【問合せ先】

川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部 宮本
電話 0 4 4 - 2 0 0 - 0 7 6 7